

平成29年度 行政評価 施策カルテ

施策名 1 健康づくりの推進

施策主管課 健康増進課 総合計画記載頁 85ページ

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	1 保健・医療サービスの質を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。
------	-----------------------------	----------------	-------------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

施策目標 地域社会全体で支え合いながら、市民が主体的に健康づくりに取り組んでいます。

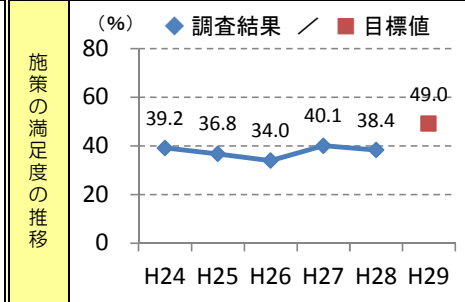
① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価
	指標1	健康寿命(自立して健康に生活できる期間)(歳)	単年度目標値	—	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	
	現状値	男性:78.47歳 女性:83.16歳	実績値	男性:78.47歳 女性:83.16歳 ※1	—	—	—	目標値達成 男性:78.58歳 女性:83.17歳 ※2	
	目標値(H29)	平均寿命の増加を上回る健康寿命の増加	単年度の達成度	—	—	—	—	100.0%	
指標2	地域での健康づくり活動参加者数(人)	単年度目標値	—	28,320人	28,840人	29,350人	29,880人	30,400人	A
	現状値	27,991人	実績値	31,613人	33,851人	35,874人	34,704人	35,506人	
	目標値(H29)	30,400人	単年度の達成度	—	119.5%	124.4%	118.2%	118.8%	
		単年度目標値							
		現状値							
		目標値(H29)							

※1 平成22年の健康寿命の数値(平成24年度公表)  
※2 平成25年の健康寿命の数値(平成28年度公表)

② 市民意識調査結果	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価
	指標3	施策の満足度(%)	調査結果	39.2%	36.8%	34.0%	40.1%	38.4%	
	目標値(H29)	49.0%	前年度からの増減	-2.4pt	-2.8pt	6.1pt	-1.7pt		
③ 主要な構成事業の進捗状況	(主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)								B
【参考】中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29	
	脳血管疾患死亡率(%)	中核市平均	100	96.5	93.5	89.5	87.7		
		実績値	107.4	103.8	104.6	98.6	102.6		
		中核市での本市の順位	31位/41市中	28位/41市中	33位/42市中	30位/43市中	38位/45市中		
		中核市平均	303.1	297.2	295.4	295.2	295.2		
		実績値	303.3	285.8	283.7	285.3	288.8		
		中核市での本市の順位	21位/41市中	11位/41市中	11位/42市中	13位/43市中	16位/45市中		

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 減減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフスタイルの変化に伴う疾病構造の変化等により生活習慣病や慢性疾患が増加している。</li> <li>超高齢社会を迎え、地域社会全体で支え合い、健康づくりに取り組む環境を整備する必要がある。</li> <li>国や県においては、社会全体で健康寿命の延伸に向けて、健康増進法に基づく計画等において健康づくりを総合的に推進している。</li> </ul>	市民満足度	「気軽にエンジョイMiya運動」や各地区でのウォーキングマップの活用を通して、日常生活における運動の取組を進めたほか、ヘルシーメニューの普及啓発など食育の実践の推進、生活習慣病に関する健康教育を継続的に実施するとともに、健診PR応援事業、健診日程の拡大、集団健診予約センターやインターネットによる予約受付等の健診を受けやすい環境整備の充実を図ったため、前年度同水準を維持することができた。	総合評価	83点 概ね順調
------------	---	-------	--	------	-------------

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H28 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	食育の実践の推進	○★	健全な食生活の実践の推進	市民	・各種講座、イベント ・ヘルシーメニューの普及 ・宮っこ食育応援団事業等を通じた食育の実践の普及啓発 等	計画どおり	2,687	H18		第3次宇都宮市食育推進計画に基づき、若い世代への食育の実践を図るため、高校・大学等への出前講座の実施や学食等でのパネル展示、クックパッド公式キッチンにおけるヘルシーメニューの普及を通じた食育の啓発を行う。また、働く世代の食育の実践を図るため、事業所や宮っこ食育応援団等を通じたレシピやリーフレット等の配布を行うとともに、家庭のみならず、地域や職場における食育の取り組みを推進し、地域社会全体で市民の健全な食生活の実践に取り組む。
2	栄養改善事業		適切な栄養指導及び特定給食施設等の栄養管理	・市民 ・特定給食施設	・病態別栄養相談 ・栄養相談 ・給食施設指導(栄養管理個別指導)	計画どおり	826	H2		引き続き、生活習慣病をはじめとした慢性疾患等の病状に応じた、病状改善及び重症化予防のための病態別栄養相談のほか、健康の保持増進のための栄養相談を実施していく。また、定期的な巡回指導を実施し、特定給食施設等における栄養管理の徹底を図ることにより、利用者の健康管理を行い、健康づくりを推進する。
3	うつのみや食育フェア実行委員会交付金		食育の重要性についての普及啓発	・うつのみや食育フェア実行委員会(事業者、団体等) ・市民	うつのみや食育フェアの開催	計画どおり	6,705	H18		第3次食育推進計画の基本目標の実現を目指し、多様な取組主体と連携しながら、より一層食育を普及・推進するための事業の充実を図る。
4	地域における健康づくり実践活動の推進	○★	地域の健康づくり実践活動の推進	・健康づくり推進員 ・市民	・健康づくり推進員による実践活動 ・健康づくり推進員・食生活改善推進員による健康づくり活動への参加促進 ・保健師による実践活動支援	計画どおり	1,753	H13		地域における健康づくり実践活動を推進するために、健康づくり推進員・食生活改善推進員の養成を効果的に行い、地域で活動する推進員の増加を図る。また、健康づくり未組織の地区に対し、組織化への支援を行うとともに、健康づくり推進組織が地域で主体的に活動できるよう、各地域拠点と連携を図りながら、ウォーキングマップや健康遊具の活用、「気軽にエンジョイMiya運動」の普及などを通して健康づくり活動を地域で実施し、健康づくり活動の積極的な周知と地域の実情に応じた活動の支援を行う。
5	地域・職域連携推進事業	★	地域・職域における健康づくり活動の充実	市民	・地域・職域連携推進協議会による事業所に対する健康づくりの普及啓発	計画どおり	279	H20		事業所における健康づくりを促進するため、新たに、健康づくりに取り組む事業所の表彰制度の検討を進めるとともに、生活習慣病の予防のための運動指導員等の事業所への派遣を、地域・職域連携推進協議会と連携し取り組む。また、引き続き、事業所における健康づくりの取組の重要性について、講演会を通じて事業主等に対して働きかける。
6	健康増進普及啓発事業	○	生活習慣病の予防や健康づくりに関する知識の普及啓発	市民	・健康教育(各種講演会・イベント) ・健康相談 ・訪問指導 等	計画どおり	2,599	S29		引き続き、市医師会等の関係団体と連携・協力しながら、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るための各種講演会や普及キャンペーンの充実を図り、市民への健康づくり意識の普及啓発に取り組んでいく。
7	健康ポイント事業		市民の健康づくり活動の促進	市民	・市民や関連企業等への参画意向調査 ・事業スキームの構築	計画どおり	4,963	H28		平成30年度の事業開始に向け、実証事業を行い、参加者の行動や意識の変化等について検証し、市民にとって魅力的かつ効果的な事業内容や運用方法等を検討するとともに、企業・関係団体の参画を促進するため、商工会議所など関係団体と連携・調整しながら事業構築に取り組む。
8	ヘルスプランうつのみや事業 生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進		糖尿病リスクを抱える医療機関未受診者への保健指導による生活習慣病の発症予防・重症化予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	保健指導の実施	計画どおり	0	H26		平成26年度より、特定健診のデータで糖尿病が疑われる方に文書・電話・訪問等で、医療機関への受診に向けた保健指導を実施してきたが、平成27年度から特定健診にヘモグロビンA1c検査が必須化され、治療対象者が更に増加するため、保健指導の強化に努めていく。その強化にあたっては、「栃木県糖尿病重症化予防プログラム」に基づき、対象者抽出基準の見直しを行うなど、医療機関の早期受診が必要な市民に対し、確実に治療につなげられるよう、より効果的な取り組みを図っていく。
9	がん検診 (細事業「個別受診勧奨事業」含む)	○★	がんの早期発見・早期治療	市のがん検診以外でがん検診を受ける機会のない40歳以上の市民(子宮がん検診:20歳以上の女性市民、乳がん検診:30歳以上の女性市民、前立腺がん検診:50歳以上の男性市民)	がん検診の受診	計画どおり	#####	S38	独自性 先駆的	働く世代や子育て世代のがん検診受診率が他の世代に比較して低い状態にあることから、引き続き、それらの世代への受診促進のため、早朝健診や託児付き検診、身近な会場での集団健診の日程の拡大などの市民が受診しやすい環境整備に努めていく。また、未受診者に対して医療機関個別受診勧奨を継続実施するとともに、継続した受診をしていない方や、罹患率が高く、受診率が低い年齢層を重点的に、郵送や電話などによる再勧奨を新たに実施するなど、個別受診勧奨の充実を図っていく。

10	特定健康診査等事業【再掲】	○	被保険者の生活習慣病等の早期発見・予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	特定健康診査・特定保健指導の実施	計画どおり	232,068	H20		<p>特定健康診査については、様々な媒体による周知啓発や市民が受診しやすいよう会場・日程の拡大に取り組むとともに、集団健診予約センターによる個別電話受診勧奨などの未受診者対策の強化を図り、受診率向上に努めている。</p> <p>特定保健指導については、引き続き健診サポート事業を継続して実施していくとともに、集団健診予約センターによる個別電話受診勧奨を実施するなど、未利用者への利用勧奨を粘り強く実施することにより、実施率向上に努めていく。</p>
11	健康診査	○	生活習慣病の早期発見・予防	40歳以上の市民で、生活保護受給者及び年度途中の保険切り替えにより特定健康診査等を受ける機会のない者（心電図・貧血・眼底検査の対象者は40歳以上の市民）	健康診査の受診（心電図・貧血・眼底検査受診を含む）	計画どおり	63,800	H20		<p>健康診査の受診者について、事後指導を積極的に行う必要があることから、関係課と連携しながら生活習慣病のリスクのある対象者の把握や生活指導を実施していく。</p>
12	後期高齢者健康診査事業		高齢者の健康保持増進と生活習慣病の早期発見・早期治療	後期高齢者医療制度加入者	健康診査の受診	計画どおり	100,995	H20		<p>生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るためには、健診から医療につなげることが重要であり、高齢者の慢性腎臓病の割合が高いことから、引き続き受診勧奨を行っていく。</p>
13	骨粗しょう症検診		骨粗しょう症の予防	満40・45・50・55・60・65・70歳の女性の市民	骨粗しょう症検診の受診	計画どおり	7,761	H8		<p>本市においては今後高齢化がますます進行する中で、転倒による骨折の原因となりやすい骨粗しょう症を予防することは非常に重要であることから、検診の周知徹底や受診機会の増加を図る。</p>
14	肝炎ウイルス検診		肝炎の予防、早期発見・早期治療	(1)40歳以上の市民（ただし、過去に肝炎ウイルス検診の受診歴がある市民及び今後、医療保険各法等で受診する予定のある市民は除く。） (2)当該年度の特定健康診査等で肝機能検査の数値に異常がみられた市民（ただし、速やかに医療機関での受診を勧奨する。）	肝炎ウイルス検診の受診	計画どおり	18,961	H14		<p>肝炎ウイルスは感染に自覚症状がないまま進行することから、ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のため、引き続き、検診の重要性を周知しながら、対象者が無料で受診できる「肝炎ウイルス検診個別受診勧奨事業」を活用し、受診勧奨に努めていく。</p>
15	歯科健診		歯周病の予防、早期発見・早期治療	満30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の市民	歯科健診の受診	計画どおり	14,086	H11		<p>40歳において、既に進行した歯周病に罹患している人の割合が全国よりも高いことから、平成26年度に歯科健診の年齢を30歳・35歳に拡大したところであり、引き続き歯周病の知識と健診の必要性について市民の周知啓発に努めていく。</p>
16	歯と口の衛生推進事業		市民の口腔衛生に対する意識の高揚と啓蒙	市民	・高齢者よい歯の表彰式 ・歯と口の健康週間イベント ・歯と口腔の健康づくり出前講座	計画どおり	1,064	H3		<p>各行事の出席者が年々増加傾向にあることから会場等の検討を行うとともに、口腔衛生に対する意識の高揚と啓蒙を図るために今後も歯科医師会と連携を図りながら継続して事業を実施していく。</p> <p>今後とも、より効果的なイベントとなるよう、実施内容、実施方法、周知方法について充実を図りながら、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層に啓発していく。</p>
17	訪問歯科診療推進事業		歯科医院へ通院が困難な市民の歯科診療の確保と、口腔状態の改善	歯科医院に通院が困難な市民、訪問歯科診療に携わる歯科医師・歯科衛生士	・講習会 ・周知リーフレットの配布	計画どおり	430	H26		<p>寝たきりの高齢者などの要介護者は、口腔内の衛生状態が悪化しやすいことから、歯科医院へ通院が困難な市民が、自宅や施設等で歯科診療等を受けられるよう、引き続き、訪問歯科診療を実施している歯科医院の情報について市民や地域包括支援センター等関係機関へ周知する。また、保健・医療・福祉の専門職の連携強化や口腔ケアのスキルアップを図るため、歯科医師・歯科衛生士・介護福祉士・ケアマネージャーなどを対象とした講習会を実施することにより、訪問歯科診療を推進していく。</p>
18	後期高齢者歯科健診事業		肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下防止	前年度75歳に到達した市民	歯科健診の受診	計画どおり	2,714	H27		<p>本市の肺炎による死亡者数の9割が75歳以上の高齢者であることを踏まえ、口腔機能低下や誤嚥性肺炎の予防につなげるため、口腔機能評価や、歯・歯肉のチェック等を行う歯科健診を引き続き実施していく。</p>
19	健診PR応援事業		健診の普及啓発・受診勧奨を行う場及び対象者の拡大による市民の受診行動促進	市民	・地域職域連携推進協議会と連携した啓発 ・健診PR応援企業による周知啓発 ・特定サービスクーポン券配布	計画どおり	259	H26	独自性	<p>地域・職域連携推進協議会と連携して、健診の受診を促すリーフレットの作成・配布を行うなど、事業所に向けた普及啓発活動を継続実施していく。</p> <p>また、健診PR応援企業の施設内でのポスターの掲示による受診勧奨の実施などを要請していく。</p> <p>健診PR応援企業による特典サービスの提供については、「健康ポイント事業」の導入に合わせて、サービスの二重提供にならないよう、制度の見直しを行う。</p>

20	集団健診予約受付体制整備事業(コールセンターとインターネット予約システムの整備)		市民のライフスタイルに応じた利便性の高い受付体制の整備	市民	集団健診におけるコールセンターとインターネット予約システムの整備	計画どおり	22,730	H27		平成28年度実績を踏まえながら、市民のライフスタイルに応じた利便性の高い「インターネット予約システム」及び「集団健診予約センター」を、市民が円滑に利用できるよう集団健診予約体制の充実を図り、市民が受診しやすい環境を整備する。
21	被爆者健康診断		被爆者の健康保持・増進	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づく原子爆弾被害者	健康診断(定期健康診断(一般検査:年2回)、希望による健康診断(一般検査・がん検診)、精密検査の実施)	計画どおり	716	H8		被爆者の健康保持・増進のため、対象者に対する案内通知等を通して健康診断の周知に努める。
22	自殺予防・心の健康づくり対策事業	○★	総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進	市民	・自殺対策ネットワーク会議・庁内連絡会議の開催 ・人材養成事業(ゲートキーパー研修会・相談窓口従事者研修会) ・普及啓発活動(自殺予防週間・自殺対策強化月間におけるパネル展・広報紙への記事掲載等) ・うつ啓発・相談事業(50歳男性対象) ・働く人のこころの健康づくり(小規模事業所で働く人を対象とした心の健康に関するリーフレットの作成)	計画どおり	3,300	H19	先駆的	本市の自殺者数は100人前後で推移しており、平成27年は87人(警察庁自殺統計)となり、第2次健康うつのみや21で掲げた平成28年の自殺死亡率(人口10万人あたり)17.8(90人)の目標に達したが、引き続き、自殺対策を推進する必要があることから、周囲の人が早期に自殺の兆候に気づき、自殺予防が図れるようゲートキーパー研修会を開催するなど、人材育成に努めていく。 40歳未満の死因の第一位が自殺となっていることから、若年層対策の充実を図るため、専門学校生とタイアップして啓発物品(クリアファイル)の作成、配布を行うとともに、精神科看護協会栃木県支部との共催による「こころの日」のイベントを開催する。 また、働く人の心の健康づくりの取組みとして、事業所健診でのリーフレット配布について、受託健診機関を拡大するなど、関係機関・団体との連携強化を図り、幅広い年代を対象としたこころの健康に関する普及啓発及び総合的な自殺対策を推進していく。 平成30年度の自殺対策行動計画策定に向け、国の統計資料等を基に、本市の自殺者の現状分析を行うとともに、国・県の動向をはじめモデル自治体から情報収集するなど準備を行う。
23	心の健康づくり講座及び広報紙掲載		精神疾患の早期発見・早期対応	市民	・広報紙掲載:精神科医師等が精神保健に関するテーマで執筆し、広報紙に掲載する(3回/年)。 ・講座の開催:広報紙に執筆した医師等が、同じテーマで講座を開催し、より具体的に知識の普及・啓発を行う(3回/年)	計画どおり	377	H8		多くの市民が公聴できるよう、社会問題や市民の関心が高まっているテーマを選定し、講座や広報紙に反映させるなど内容の充実を図っていく。
24	アルコールに関する健康教育		未成年者の飲酒防止	小中学生とその保護者	・小中学校の児童生徒を対象に、希望する学校で出前講座として健康教育を実施 ・家庭でも保護者と一緒に話し合えるようリーフレットを配布	計画どおり	161	H16		小中学生とその保護者に対する未成年者飲酒の危険意識を醸成するため、教育効果が期待できる学校を通して、健康教育の開催やリーフレットの配布などにより、引き続き正しい知識の普及・啓発を実施していく。 また、小中学校の養護教諭研修会を通して、出前講座の活用を働き掛けていく。
25	アルコール関連相談事業		アルコールに関する正しい知識の普及啓発	アルコール依存症者やアルコール等の嗜癖問題で悩んだり、生きづらさを感じている市民	・こころの健康を考える会 1回/月 ・宇都宮断酒会への委託事業(相談・普及啓発活動)	計画どおり	100	H12		アルコール依存症など、酒害者の救済と社会復帰には長期的な支援が必要であることから、引き続き、断酒会による相談会を継続して実施していく。
26	精神障がい者家族支援事業		精神障がい者への理解促進	精神障がい者を抱える家族	・宇都宮精神保健福祉会へ委託事業による普及啓発活動・相談業務、家族会の開催 ・精神保健家族教室の開催 ・事例検討会	計画どおり	341	H8		精神障がい者の家族が正しい知識や精神障がい者への対応方法を学び、家族同士の交流を図っていくための支援活動を継続して実施していく。 また、処遇困難な事例に対し、必要時専門的な助言者を交えた事例検討会を開催するなど、本人、家族、関係機関等の対応や支援を行っていく。
27	エイズ予防啓発普及推進事業		エイズに関する正しい知識の普及啓発	全市民(特に、中学生・高校生及び20~30代の若者)	①学校におけるエイズ教育の実施、②世界エイズデー関連事業の実施、③常設エイズコーナーの設置、④市広報紙による定例的記事掲載、⑤その他関連図書・啓発ビデオ・パネル等教育教材の貸し出し、パンフレットの提供	計画どおり	377	H8		エイズ予防教育を実施する学校と連携を図り、性の発達段階に応じた内容で実施するとともに、地域や学校における性教育や思春期教育を担当する者等に対して、エイズ予防等について正しい知識の習得等を目的として、エイズ対策従事者研修会を継続して実施する。また、20~30歳代の若者を対象に、大学や企業と連携した啓発活動を引き続き実施する。
28	エイズ・性感染症等検査相談事業		エイズ及び性感染症等の蔓延防止	感染の可能性がある、心配または不安を持っている人	広報紙等による周知に応じて来所した相談者に対して、検査・相談を実施する。	計画どおり	2,794	H8		全国的にHIV感染者・エイズ患者数は横ばい傾向で推移し、エイズを発症してからHIV感染が判明する例が新規報告者の約3割を占めていることから、休日検査等の検査相談体制について、より一層、周知を行うとともに、受検者に対して感染予防に関する知識の普及啓発を継続して実施していく。

29	結核患者登録管理		結核発生状況の把握と保健指導の実施	結核患者とその家族	医療機関と連携を図り、結核患者の速やかな登録管理をおこなう。また適切な医療が受けられるよう保健指導を実施する。	計画どおり	288	H8		結核の蔓延防止を図るためには、結核患者の早期発見と速やかな登録管理が重要である。市民および医療機関に対する普及啓発活動を実施し、法に基づく活動を効率的・効果的に実施していく必要がある。ついては、今後も医療機関との連携を図りながら、速やかな登録管理に努め患者や家族に対して保健指導を実施する。
30	結核対策特別促進事業		結核患者の治療完遂	治療を行っている全結核患者	結核のまん延と多剤耐性結核の発生を未然に防止するため、結核患者に確実に抗結核薬を服用させる直接服薬確認(DOTS)事業を実施する。	計画どおり	287	H19		患者の確実な治療完遂のため、医療や保健、福祉関係者等との連携を図るとともに、個々の治療中断リスクや生活状況等に応じた支援方法により、適切な服薬支援を実施していく。
31	結核患者接触者健診事務費		患者の再発防止、感染者の早期発見	結核患者本人、家族、接触者	保健所および委託医療機関(5医療機関、1健診機関)において、胸部エックス線検査、IGRA検査、ツベルクリン反応検査、その他必要な検査を実施する。	計画どおり	6,238	H8		結核患者には再発防止のため服薬終了後も定期的な管理検診の受診勧奨を実施する。また、結核のまん延を防止するために、接触者には健診受診の必要性の理解を促し、希望に応じた健診の日時・場所を設定する等、対象者のニーズに合わせた事業を確実に実施していく。
32	私立学校・社会福祉施設定期健康診断補助金		結核のまん延防止	市内の私立学校等(専修学校及び各種学校を含み、修学年限が1年未満のものを除く。)	私立学校等が実施する定期健康診断の実施費に対し、補助基準額の2/3を補助する。(補助基準単価は、結核定期外健康診断国庫補助基準単価を準用)	計画どおり	2,084	H8		結核の蔓延防止を図るため、健診実施状況を把握するとともに、本事業の活用を勧奨し、結核に対する意識の高揚を図りながら継続して実施していく。
33	風しん予防対策事業		先天性風しん症候群の発生予防	次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望する女性 ②①の配偶者などの同居者 ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 ただし、過去に風しんの抗体検査を受けたことがある方、明らかに風しんの予防接種歴がある方もしくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方は除く。	風しん抗体検査及び相談を実施する。(平成30年度まで)	計画どおり	829	H8		妊娠を希望する市民等が風しんに関する正しい知識を持ち、自ら風しん抗体の有無を確認する機会を提供し、必要に応じて相談や保健指導等を実施することにより、感染に対する不安の軽減を図るとともに抗体陰性者については予防接種の勧奨を行い、先天性風しん症候群の発症を予防する。また、受検しやすい検査体制として、休日検査や夜間検査を継続実施していく。
34	風しん予防接種補助金		先天性風しん症候群の発生予防	風しん抗体検査の結果、抗体価の低く、かつ風しんにかかったことがない方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠している女性の夫などの同居者 ②妊娠を予定する又は妊娠を希望する女性 ③②の女性の夫などの同居者	医療機関で実施する風しん予防接種費用のうち3,000円を助成する。	計画どおり	429	H26		風しんの妊婦等への感染を防ぎ、先天性風しん症候群の発生防止を図るため、風しんの抗体価が低い者に対し、予防接種に要する費用の助成を継続して実施する。
35	幼児インフルエンザ予防接種補助事業		インフルエンザの蔓延防止と保護者のインフルエンザに対する予防行動の動機付け	市内に住民登録のある1歳以上2歳未満の者	医療機関で実施するインフルエンザ予防接種費用のうち1回当たり1,000円(上限2回)を助成する。	計画どおり	6,157	H17		当該事業が、保護者の感染症に対する予防行動の動機付けや、子育て支援の一助となるよう、広報紙などを通じて適切な時期に周知しながら継続して実施する。
36	予防接種運営費		疾病の発生予防及びまん延の防止	乳幼児(0歳～7歳6か月) 児童・生徒(9歳～高校1年生相当) 65歳以上の高齢者及び60歳～64歳の身体障害者手帳1級程度の者	予防接種法に基づく下記の定期予防接種を委託医療機関において実施する。 ・B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、二種混合、B CG、水痘、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ	計画どおり	#####	S24		定期予防接種対象者全員が接種できるよう周知啓発に努める。国の「麻しん排除計画」に基づき、麻しん予防接種の接種率95%以上を達成し維持するために、第2期対象者への個別通知及び幼稚園・保育園を通して積極的勧奨を行う。厚生労働省の通知に基づき、日本脳炎の特例措置対象者等への接種勧奨を実施する。 B型肝炎予防接種の経過措置について、対象者に周知を行う。

37	市外予防接種受診者補助事業		疾病の発生予防及びまん延の防止	宇都宮市に住民登録があり、法定の予防接種を委託医療機関以外の市外の医療機関で接種せざるを得ない者	申請に基づき、予防接種に係る費用の一部又は全部を助成する。	計画どおり	5,805	H14		市民の受益の公平性、予防接種の接種率の向上の観点を踏まえながら、継続して実施していく。また、「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」に協力している県内医療機関で予防接種を受ける場合は、手続きが異なることから引き続き市民へ周知する。
38	難病患者支援事業		難病患者支援体制の充実	難病患者及びその家族	・医師や理学療法士等による疾患群ごとの医療生活相談会(講演会、個別相談会、交流会)を実施 ・支援の充実を図るため、医療・福祉・介護・就労・教育等様々な関係機関により構成する難病対策地域協議会を設置	計画どおり	798	H8		平成27年1月「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行後の新たな対象疾患数の拡大に対応するため、神経・筋疾患群や消化器疾患群などの疾患群ごとに、とちぎ難病相談支援センターと連携し計画を立てながら、医療生活相談会を実施していく。 「難病対策地域協議会」において抽出された難病に関する理解を深めるための市民周知や支援者の研修会開催などについての課題解決を図るため、難病患者を支援する実務者レベルで構成する「難病支援検討部会」において、様々な視点から、具体的な解決策を検討する。

#### 4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆食育の実践の推進については、平成28年度の食育に関する意識調査の結果において、壮年期の肥満の人の割合が増加していること、また、肥満増加やメタボリックシンドロームの予防・改善に取り組む人の割合は約3割と依然として低い状況であることから、青壮年期のメタボリックシンドローム予防など生活習慣病予防の取組を強化する必要がある。また、20歳代の朝食摂取率が他の世代と比較して低いことや、若い女性にやせが多いことから、若い世代が健康を意識し、主体的に知識の習得や実践を伴う食育に取り組むための支援を行う必要がある。</p> <p>◆地域の健康づくり実践活動の推進については、平成28年度の世論調査において「健康を意識した運動をしていない」と回答した人が約4割であることから、地域社会全体で支え合いながら、市民の健康づくりをより一層支援するため、身近な場所での運動習慣の定着に取り組む必要がある。 また、健康づくりに無関心な層や取り組みたくても取り組めない層を含め、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、環境を整備する必要がある。</p> <p>◆生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進については、発症を予防するため、市民に対し、健診の重要性の認識など市民の意識向上を図るための普及啓発と情報提供を実施するとともに、受診しやすい環境づくりを、より一層進めていくことが必要である。 また、重症化予防のために、受診結果に基づく医療機関受診への勧奨を進めていく必要がある。</p> <p>◆40歳未満の死因の第一位が自殺となっていることから、若年層対策として、学校を通した自殺予防の普及啓発及び働く人の心の健康づくりへの取組を強化するとともに、庁内外の関係機関との連携を図り、総合的な自殺対策を推進していく必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉 ◆市民の主体的な健康づくりを支援するため、家庭、学校、地域、企業、行政等が一体となって、地域社会全体で健康づくりに取り組む環境を整備する。</p> <p>〈主要事業〉 ◆食育の実践の推進 第3次食育推進計画に基づき、高校・大学等への出前講座や学食等でのパネル展示・ヘルシーメニューの普及啓発等を実施し、若い世代への食育の啓発を図る。また、メタボリックシンドローム予防など生活習慣病予防を推進するため、事業所や宮っこ食育応援団等を通じたヘルシーメニューのレシピやリーフレット等の配布を行い、働く世代の食育の実践を図る。</p> <p>◆地域の健康づくり実践活動の推進 健康づくり組織未組織の地区の組織化を支援するとともに、引き続き、健康づくり推進員の育成・支援を行い、地域での健康づくりの推進・強化のため、ウォーキングマップや健康遊具、「気軽にエンジョイMiya運動」等を活用し、身近な場所での運動習慣のより一層の定着を図る。</p> <p>◆生活習慣病の発症予防・重症化予防の推進 引き続き、関係団体と連携・協力しながら、各種講演会や普及キャンペーンの実施など、市民への普及啓発に取り組むとともに、早朝健診・託児付き検診、インターネットによる集団健診の予約受付等により、受診環境の充実を図るとともに、個別受診勧奨等を通じ、健康診査やがん検診の受診率向上を図るなど、生活習慣病の発症予防に努めていく。 また、健診結果相談会の日程拡大や電話勧奨による特定保健指導利用勧奨などの健診事後指導の充実を図り、生活習慣病の重症化予防に努めていく。</p> <p>◆総合的な自殺予防・こころの健康づくり対策の推進 引き続き、自殺対策ネットワーク会議等関係機関・団体との連携強化を図り、幅広い年代を対象としたこころの健康に関する普及啓発及び総合的な自殺対策を推進していく。特に、若年層対策については、専門学校生とタイアップした啓発物品(クリアファイル)の作成、配布を行うとともに、働く人の心の健康づくりの取組として、心の健康に関するリーフレットの活用の拡充を図るなど、施策の充実を努める。</p> <p>〈その他個別事業〉 ◆地域・職域連携推進事業 青壮年期の健康づくりの推進のためには、事業所における取組が必要であることから、地域・職域連携推進協議会と連携し、健康づくりに取り組む事業所の表彰制度の検討を進めるとともに、事業所向け出前講座を実施する。</p> <p>◆健康ポイント事業 全ての市民の健康づくり活動を促進する「健康ポイント事業」の平成30年度の事業開始に向けて実証事業を行い、魅力的かつ効果的な制度を構築する。</p>